

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から49年12月まで

A区に住んでいた時、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を特例納付により納付し、その後は送られてくる納付書で定期的に保険料を納付していたのに、妻の納付記録だけがあって私の納付記録が無い。

妻は夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと言っているのですが、私についても申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していない上、申立人の保険料を納付したとする妻に照会しても、申立期間の保険料の納付時期、納付場所及び納付金額等を明確には覚えておらず、申立期間当時の状況の詳細は不明である。

また、申立人の妻は、申立人と同時に国民年金の加入手続を行ったため、申立人夫婦の年金記録は同じになるはずであると主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年1月に、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は同年12月に払い出されていることが確認できる。

さらに、B県国民年金部が作成した附則18条（第2回特例納付）納付者リストには、申立人の妻については特例納付を行ったことが記載されているが、申立人については特例納付を行ったことが記載されておらず、加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 158

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

A区に住んでいた時、特例納付により国民年金保険料を納付し、その後は送られてくる納付書で定期的に保険料を納付してきた。

オンライン記録では、申立期間の国民年金保険料が未納となっているが、未納期間は無いはずなので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B県国民年金部が作成した附則18条納付者リストにより、申立人は、昭和43年7月から48年3月までの国民年金保険料を第2回特例納付により納付していることが確認できる。

しかし、第2回特例納付により納付できる国民年金保険料は、昭和36年4月から48年3月までの期間の保険料が対象であり、申立期間の保険料を当該特例納付により納付することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月に払い出されていることが確認できるが、この時点では、時効により、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することもできない。

さらに、申立人は、「特例納付を行ったのは一度だけであり、それ以外に特例納付をしたことは無い。」としており、申立人が申立期間後に実施された第3回特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付した状況もうかがえない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付場所及び納付金額等を覚えていない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。